２　ポリッツェル球による耳管通気法　24点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ０９７　鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）　16点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　区分番号Ｊ０９８に掲げる口腔、咽頭処置と併せて行った場合であっても16点とする。
３　鼻洗浄については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。
Ｊ０９７－２　副鼻腔自然口開大処置　25点
注　処置に用いた薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｊ０９８　口腔、咽頭処置　16点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　区分番号Ｊ０９７に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても16点とする。
Ｊ０９８－２　扁桃処置　40点
Ｊ０９９　間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）　32点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ１００　副鼻腔手術後の処置（片側）　45点
注　当該処置と同一日に行われた区分番号Ｊ０９７－２に掲げる副鼻腔自然口開大処置は所定点数に含まれるものとする。
Ｊ１０１　鼓室穿刺（片側）　50点
Ｊ１０２　上顎洞穿刺（片側）　60点
Ｊ１０３　扁桃周囲膿瘍穿刺（扁桃周囲炎を含む。）　180点
Ｊ１０４　唾液腺管洗浄（片側）　60点
Ｊ１０５　副鼻腔洗浄又は吸引（注入を含む。）（片側）
１　副鼻腔炎治療用カテーテルによる場合　55点
２　１以外の場合　25点
Ｊ１０６及びＪ１０７　削除
Ｊ１０８　鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）　240点
Ｊ１０９　鼻咽腔止血法（ベロック止血法）　550点
Ｊ１１０　削除
Ｊ１１１　耳管ブジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）（片側）　45点
Ｊ１１２　唾液腺管ブジー法（片側）　45点
Ｊ１１３　耳垢栓塞除去（複雑なもの）
１　片側　90点
２　両側　160点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。
Ｊ１１４　ネブライザ　12点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ１１５　超音波ネブライザ（１日につき）　24点
Ｊ１１５－２　排痰誘発法（１日につき）　44点
（整形外科的処置）
Ｊ１１６　関節穿刺（片側）　144点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。
Ｊ１１６－２　粘（滑）液嚢穿刺注入（片側）　100点
Ｊ１１６－３　ガングリオン穿刺術　80点
Ｊ１１６－４　ガングリオン圧砕法　80点
Ｊ１１６－５　酵素注射療法　2,490点
Ｊ１１７　鋼線等による直達牽引（２日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）（１局所を１日につき）　62点
注１　３歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、所定点数に55点を加算する。
２　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８　介達牽引（１日につき）　35点
注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－２　矯正固定（１日につき）　35点
注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－３　変形機械矯正術（１日につき）　35点
注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－４　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（１日につき）　1,100点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　難病の患者に対する医療等に関する法律第５条第１項に規定する指定難病の患者であって、同法第７条第４項に規定する医療受給者証を交付されているもの（同条第１項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に対して実施された場合には、難病患者処置加算として、900点を所定点数に加算する。
３　導入期５週間に限り、１日につき2,000点を９回に限り加算する。
Ｊ１１９　消炎鎮痛等処置（１日につき）
１　マッサージ等の手技による療法　35点
２　器具等による療法　35点
３　湿布処置　35点
注１　１から３までの療法を行った場合に、療法の種類、回数又は部位数にかかわらず、本区分により算定する。
２　同一の患者につき同一日において、１から３までの療法のうち２以上の療法を行った場合は、主たる療法の所定点数のみにより算定する。
３　３については、診療所において、入院中の患者以外の患者に対し、半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲の湿布処置が行われた場合に算定できる。
４　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った消炎鎮痛等処置の費用は算定しない。
Ｊ１１９－２　腰部又は胸部固定帯固定（１日につき）　35点
Ｊ１１９－３　低出力レーザー照射（１日につき）　35点
Ｊ１１９－４　肛門処置（１日につき）　24点
（栄養処置）
Ｊ１２０　鼻腔栄養（１日につき）　60点
注１　区分番号Ｃ１０５に掲げる在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、区分番号Ｃ１０５－２に掲げる在宅小児経管栄養法指導管理料、区分番号Ｃ１０５－３に掲げる在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料又は区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った鼻腔栄養の費用は算定しない。
２　間歇的経管栄養法によって行った場合には、間歇的経管栄養法加算として、１日につき60点を所定点数に加算する。
Ｊ１２１　滋養浣腸　45点
（ギプス）
通則
１　既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合は各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を算定する。
２　区分番号Ｊ１２３からＪ１２８までに掲げるギプスをプラスチックギプスを用いて行った場合は当該各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を所定点数に加算する。